

奈良大学における公的研究費及び研究活動の不正防止についての方針

平成 23 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 9 月 13 日改正
令和元年 9 月 17 日改正
令和 3 年 11 月 29 日改正

(体制)

- 1 本学における公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に努めるため、次の者を充てる。
 - (1) 最高管理責任者は、学長とする。
 - (2) 統括管理責任者は、大学事務局長とし、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者へ報告するものとする。
 - (3) 研究倫理教育及びコンプライアンス推進責任者は、文学部長及び社会学部長とし、各学部における不正防止の対策を実施するとともに実施状況を統括管理責任者へ報告するものとする。
- 2 公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関する監査を行うため、次の者を充て、学校法人奈良大学の監事及び会計監査人との連携を強化して対応する。
 - (1) 監査責任者 各学部長より 1 人を学長が指名する。
 - (2) 監査人 教育職員より 3 人、事務職員より 3 人を学長が指名する。
- 3 公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正防止の推進を担当する部署を、事務局総務課とする。

(不正防止に係る業務)

- 4 不正防止に関し、次の業務を行う。
 - (1) 不正発生要因の把握
 - (2) 不正防止計画の企画、立案及び実施
 - (3) 情報の伝達及び公表
 - (4) 内部監査の実施
 - (5) その他関連業務

(公的研究費の適正な執行及び管理)

- 5 公的研究費の執行及び管理は「公的研究費に係る事務処理手続に関する細則」の規定により行うものとする。
- 6 公的研究費の事務処理は、総合研究所事務室が行う。

(コンプライアンス意識及び研究者倫理の向上)

- 7 公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に不正防止対策の理解や意識を高めるために定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講を義務付ける。
- 8 公正な研究活動の推進のために、本学の教育職員・研究支援人材・大学生・大学院生・その他主として本学で研究活動を行う者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、受講を義務付ける。
- 9 本学を本務としないが、本学での研究活動に従事する者についても、定期的に実施するコンプライアンス教育及び研究倫理教育の対象とし、学外での受講を含めて、研修の受講を義務付ける。

(内部監査)

- 10 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて、監査人による内部監査を実施する。
- 11 内部監査の実施にあたっては、過去の内部監査の結果や把握された不正発生要因に応じて監査計画を見直すとともに、専門的な知識を有する者を活用するなどにより内部監査の質の向上を図るものとする。
- 12 監査人は公的研究費の運営・管理の在り方等について、監事、公認会計士と情報共有や意見交換を行い、効果的な監査を実施できるように図るものとする。

(相談及び通報窓口)

- 13 本学における公的研究費に係る事務処理に関する相談窓口を、総合研究所事務室とする。
- 14 学内外を問わず、不正行為に係る相談、申立て又は通報に対応するための窓口を、事務局総務課長とする。

(不正行為に係る調査)

- 15 本学の教職員が関係する不正行為に係る通報・告発を受けた場合は、「奈良大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則」及び「奈良大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する細則」に基づき調査を実施する。
- 16 不正行為に係る調査の責任者は大学事務局局長とする。

(処分)

- 17 本学において公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為が判明した場合は、「奈良大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則」、「学校法人奈良大学就業規則」及び「学校法人奈良大学懲戒規程」の規定に基づき、厳正に懲戒する。
- 18 公的研究費の使用に関し、不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

以 上